別記第三号様式（投票人名簿登録証明書の様式）（第三条関係）

投票人名簿登録証明書

投票人名簿に記載されている住所

氏　　名

上記の者は、投票人名簿に登録されていることを証明する。

何年何月何日交付

都（道府県）郡（市）（区）何町（村）

選挙管理委員会委員長　氏　　名　㊞

投票期日	令第67条又は第68条の規定による投票用紙の交付	令第82条の規定による投票送信用紙の交付		不在者投票用紙の返還	投票送信用紙の返還	通常の投票
		船長に対する交付	船員に対する交付			
何年何月何日	何都（道府県）何郡（市）（区）何町（村）交付	何都（道府県）何郡（市）（区）何町（村）交付	交付	受領	受領 選挙管理委員会委員長印	交付

備考

1　用紙はなるべく上質の厚紙を用いなければならない。

2　令第47条第２項の規定によって記入する場合においては、「通常の投票」欄に「交付」と記入するものとする。

3　令第67条又は第68条の規定によって記入する場合においては、「令第67条又は第68条の規定による投票用紙の交付」欄に「交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。

4　令第82条第４項（令第83条第３項において準用する場合を含む。）の規定によって記入する場合においては、「船長に対する交付」欄に「交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。

5　令第82条第15項（令第83条第３項において準用する場合を含む。）の規定によって記入する場合においては、「投票送信用紙の返還」欄に「受領」と記入するとともに、当該選挙管理委員会委員長の印を押さなければならない。

6　南極調査員について

⑴　令第47条第３項の規定によって記入する場合においては、「通常の投票」欄に「交付」と記入するものとする。

⑵　令第85条第３項又は令第86条第４項において準用する令第82条第４項の規定によって記入する場合においては、「船長に対する交付」欄に「隊長へ交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。

⑶　令第85条第３項又は令第86条第４項において準用する令第82条第15項の規定によって記入する場合においては、「投票送信用紙の返還」欄に「受領」と記入するとともに、当該選挙管理委員会委員長の印を押さなければならない。

別記第六号様式（在外投票人名簿等の様式）（第四条関係）

最終住所又は本籍		氏名（ふりがな）	生年月日	性別
最終住所 本籍				
登録	年月日	経由領事官の名称等	（国名等　　）	
表示・表示の消除 〔理由及び その年月日〕	年月日 年月日	在外投票人証の交付	在外投票人証の交付番号 変更・再交付　年月日 （経由した領事官　　） 交付番号 変更・再交付　年月日 （経由した領事官　　） 交付番号	
抹消 〔理由及び その年月日〕	年月日	備考 市(区)(町)(村)選挙管理委員会印		
本籍				

備考

1　「最終住所又は本籍」欄は、当該投票人が最終住所地登録の場合は「最終住所」を、本籍地登録の場合は「本籍」を○で囲み、最終住所又は本籍を記載しなければならない。

2　「表示・表示の消除」欄には、成年被後見人となった者について、その旨を記載しなければならない。

3　「抹消」欄には、それぞれの該当者について、法第42条の該当事項を記載しなければならない。

4　「在外投票人証の交付」欄は、令第21条第６項の規定により在外投票人証を交付した場合は「変更」を、令第22条第３項又は規則第16条第２項の規定により在外投票人証を交付した場合は「再交付」を○で囲み、交付年月日及び届出書又は申請書を経由した領事官（規則第16条第２項の規定により交付した場合については、「帰国」とする。）を記載しなければならない。

また、令第22条第３項又は規則第16条第２項の規定により在外投票人証を再交付する場合は、在外投票人証の交付番号を変更し、当該再交付された在外投票人証の交付番号を記載しなければならない。

5　投票人が公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の６第３項に規定する在外選挙人証の交付を受けている場合は、「備考」欄にその旨を記載しなければならない。

6　「本籍」欄は、現在の本籍（転籍があった場合は、転籍後の本籍）を記載しなければならない。

7　法第41条第２項の規定に基づき記載の修正又は訂正をした場合は、「備考」欄にその旨及び修正又は訂正の年月日を記載しなければならない。

8　選挙管理委員会の印は、刷込み式にしても差し支えない。

別記第七号様式（在外投票人名簿の抄本等の様式）（第四条関係）

最終住所	氏名（ふりがな）	生年月日	性別	備考